

医療紛争等の経験

2医療紛争の当事者にはなっていないが身近で見聞きしたことがある。

本文

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」に基づき、医療事故安全調査委員会を設立することに反対します。

医療安全委員会をきちんと機能させるために、世界標準としての2005年にできたWHOの医療安全システムのガイドラインがあります

WHO - Draft guidelines for adverse event reporting and learning systems

http://www.who.int/patientsafety/events/05/Reporting_Guidelines.pdf

WHOガイドラインの第6章には、医療安全システムの調査委員会がきちんと成立するために必要なキーポイントも掲載されています。

また、具体的な根拠も本文中に詳しく述べられています。

厚生労働省による第3次試案では、これらの視点に欠けており世界標準から明らかに逸脱しています。

原因究明・再発防止を考えるためには、専門的な観点から科学的に分析する必要があります。法律関係者及びその他の有識者(医療を受ける立場を代表する者等)の参画により、議論が感情的になり科学的な分析を阻害することが容易に想像されます。遺族感情に報いるためであれば、別の組織を構築すべきと考えます。

刑事罰、訴訟に対する抑制がないままに調査報告書が資料をして使われる体制であれば、現在以上に医療現場の委縮が進むことは明白です。

調査委員会の存在が警察組織の捜査に対して何ら抑制にならないことは、4月22日、決算行政監視委員会第四分科会において、橋本岳議員の質疑に対する大野法務省刑事局長、米田警察庁刑事局長の答弁で明らかになっています。

法制的なことに踏み込むことなく委員会を設立すれば「委員会は、医療関係者の責任追及を目的としたものではない」、という一文が完全な絵空事になることは明白です。

十分な議論を尽くさないままに医療制度に大きな変更を加えることによる混乱は、昨今の後期高齢者医療制度で明らかになっています。

現在の第3次思案でも十分な議論がされているようには思えません。拙速な法制化を行わず、十分な議論を継続することを望みます。

4. 氏名： 打出 喜義

5. 所属： 金沢大学附属病院

6. 年齢： 5 (※下記より対応する番号をご記入ください。)

- | | | | |
|----------|--------|--------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 | |
| 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70歳以上 |

7. 職業： 9 (※下記より対応する番号をご記入ください。)

<一般>

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|----------|
| 1. 会社員 | 2. 自営業 | 3. 報道関係者 |
| 4. 公務員 (医療・法曹・警察関係職種を除く) | 5. 学生 | |
| 6. 無職 | 7. その他 (医療・法曹・警察関係職種を除く) | |

<医療従事者>

- | | |
|-------------------|----------------|
| 8. 医療機関管理者 | 9. 医師 (管理者を除く) |
| 10. 歯科医師 (管理者を除く) | 11. 薬剤師 |
| 12. 看護師 | |
| 13. その他医療従事者 | |

<法曹・警察関係職種>

- | | | |
|-----------|---------|-----------------|
| 14. 弁護士 | 15. 裁判官 | 16. 検察官 |
| 17. 法学部教員 | 18. 警察官 | 19. その他法曹・司法関係者 |

8. 医事紛争の経験： 2 (※下記より対応する番号をご記入ください。)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 医療紛争の当事者になったことがある。 |
| 2. 医療紛争の当事者にはなっていないが身近で見聞きしたことがある。 |
| 3. 医療紛争の経験なし |

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」に対する意見について

○ 第三次試案中 (22) に対する意見：

(22) には、「届出範囲に該当すると医療機関の管理者が判断したにもかかわらず故意に届出を怠った場合又は虚偽の届出を行った場合」と「管理者に報告が行われなかった等の医療機関内の体制に不備があったために届出が行われなかった場合」とが併記されているところ、結果的に両者は共に「届け出られるべき事例が届け出られなかった」ことになるとは言え、前者の場合は「故意」「虚偽」がその理由であるのですから、この場合の「届出義務違反」については、医師法第21条のように直接刑事罰を適用すべきであると考えます。

○ 第三次試案全般に対する意見：

この第三次試案は、それまでのものに比し、だいたい医療者側の立場を勘案したものとなって来たように思われますが、それはさておき、この試案の目指す所の「医療の安全の確保」は国民共通の願いでございますから、(1) 医療事故原因の徹底究明と (2) その結果の開示、加えて (3) 有効な医療事故対策、ならびに (1) を下支えするための、(4) 「無過失補償制度」創設は喫緊の課題であると思っておりますので、厚労省におかれましては是非とも (4) も含めた試案作成をお願い申し上げる次第でございます。

以上

4. 氏名：

5. 所属：

6. 年齢：4 (※下記より対応する番号をご記入ください。)

- | | | | |
|----------|--------|--------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 | |
| 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70歳以上 |

7. 職業：9 (※下記より対応する番号をご記入ください。)

<一般>

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|----------|
| 1. 会社員 | 2. 自営業 | 3. 報道関係者 |
| 4. 公務員 (医療・法曹・警察関係職種を除く) | 5. 学生 | |
| 6. 無職 | 7. その他 (医療・法曹・警察関係職種を除く) | |

<医療従事者>

- | | |
|-------------------|----------------|
| 8. 医療機関管理者 | 9. 医師 (管理者を除く) |
| 10. 歯科医師 (管理者を除く) | 11. 薬剤師 |
| 12. 看護師 | |
| 13. その他医療従事者 | |

<法曹・警察関係職種>

- | | | |
|-----------|---------|-----------------|
| 14. 弁護士 | 15. 裁判官 | 16. 検察官 |
| 17. 法学部教員 | 18. 警察官 | 19. その他法曹・司法関係者 |

8. 医事紛争の経験：2 (※下記より対応する番号をご記入ください。)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 医療紛争の当事者になったことがある。 |
| 2. 医療紛争の当事者にはなっていないが身近で見聞きしたことがある。 |
| 3. 医療紛争の経験なし |

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」に対する意見について

第三次試案の法制化に反対します。

医療事故による死亡の原因究明・再発防止に必要な事は科学的分析が行われる事であると考え。そのためには

1. 冷静沈着な分析が必要である。

患者側の代表者を入れる事は議論が感情的になり、却って冷静な科学的分析が損なわれ再発防止の目的には反する。非専門家が科学的・論理的な分析を阻害する可能性はあっても促進することは無いと考える。限られた人的資源で効率よく分析を進める事こそが原因究明・再発防止に本質的に必要とされる事である。

2. 刑事免責が必要であると考え。

別紙3の刑事手続きの謙抑的は、4/4参議院厚生労働委員会および4/22の衆院決算行政監視委員会第四分科会での米田警察庁刑事局長の公式答弁から、運用の実際に大きな疑念を抱かざるを得ない。事故調査委員会の科学的・論理的分析の結果を待たずして刑事手続きが行われるのであれば医療事故による死亡の原因究明・再発防止に必要な情報が調査委員会に提出・報告されない可能性があり、調査委員会は形骸化する可能性が非常に高いと考える。有名無実の組織を作ったとの誹りを免れない。有効性の高い原因究明・再発防止の組織とするためには刑事免責により集めうる限りの情報を集めるべきだと考える。結果責任で刑事有責と言う事は、医療を強盗・殺人などの事件と同等に扱うと言う意味である。医療を行うものが居なくなる。

3. 医療の限界に対する国民的コンセンサスが得られていない。

医療の限界とは疾病による死に至る状態を先延ばすしか出来ないこと、刻々と変化する状況に於いて予測不能な死が避けようの無い一定の確率で存在すること、である。この動かしがたい科学的事実について、広くコンセンサスが得られているとは言い難い状況であるため第三次試案の法制化は時期早尚であると考え。